

平成26年12月1日

第65回 神戸市個人情報保護審議会

被災者生活再建システムの構築について

(危機管理室)

神 危 1 8 6 3 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会

会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

被災者生活再建支援システムの構築について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：危機管理室

被災者生活再建支援システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民記録台帳ファイル】

個人番号
世帯番号
住民状態コード
氏名
氏名フリガナ
現住所
性別コード
生年月日
続柄コード
住民事由コード
行政区コード
支所コード

【家屋課税ファイル】

物件番号
区コード
町名コード
地番コード
号コード
家屋番号_本番
所有者氏名
所有者住所
納税義務者氏名
納税義務者住所
区分所有区分
種類用途コード
構造コード
屋根コード
階層地上
床面積合計
共有者氏名
共有者住所
持分比率

被災者生活再建支援システムの構築について

1. 趣旨

災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月、以下「改正法」という。）に伴い、被災者の援護を図るための措置が追加され、災害発生後に被災者生活再建支援金等の公的支援制度に係る申請手続き漏れや重複を防止するなど、公平な支援を効率的に実施するため、被災者を援護するための基礎となる台帳すなわち「被災者台帳」制度が創設された（改正法第 90 条の 3）。

また、上記の公的支援の適用に際しては、災害による住家等の被害程度を市町村長が証明する「り災証明書」を確認する必要があったが、今まで法的根拠がなかったため、改正法において「り災証明書」を遅滞なく交付することが市町村の義務として位置付けられた（改正法第 90 条の 2）。

さらに、被災者台帳に登載された情報が被災者支援に関係する各種機関で有効利用できるよう、本人同意の有無にかかわらず、「被災者に対する援護の実施に必要な限度で」当該情報の地方公共団体内部での利用や他の地方公共団体への提供が可能となった（改正法第 90 条の 4）。

これに伴い、今後発生が予想される東南海・南海地震等の大規模災害における被災者の速やかな生活再建支援に備えるため、被災者情報を一元的に集約・管理を行う「被災者台帳」と、これまで手作業で実施していた「り災証明書」の発行・管理業務をそれぞれ電子計算機処理を行う「被災者生活再建システム」（以下「システム」という。）を構築する。

2. 概要

(1) 基本データの作成

住記データに基づく住民の情報と家屋データに基づく家屋情報を地図上で結合し、システムの基本データの作成を行う。

(2) 調査データ（住家被災状況）の登録

災害による住家の被害程度を調査する際の調査票を上記(1)で作成したデータに基づき、機械印刷を行う。現地での調査結果が手書き記入(チェック方式)された調査票をスキャナで読み込み、調査データとしてシステムに登録する。

(3) り災証明書の発行・被災者台帳の作成

り災証明書発行申請に基づき、区役所での端末操作にて、(1)基本データと(2)調査データを結合して、「り災証明書(全壊・半壊・一部損壊 等)」を機械的に発行するとともに「被災者台帳」を作成する。

3. 効果

- (1) 調査票への記録内容をスキャナで読取ってデジタルデータにて登録することにより、住民情報、及び、家屋情報と調査された住家被災程度の結付が迅速かつ正確に行えるようになるとともに、「り災証明書」を機械出力することにより、当該業務に係る負担が軽減でき、市民サービスの向上が見込まれる。
- (2) システムによる情報の一元管理により、再調査に伴い被害程度が変更認定された場合や、「り災証明書」の発行履歴の検索においても迅速かつ正確な対応が可能となる。
- (3) 被災者台帳をシステム管理することにより、その後の被災者の生活再建支援事業（義捐金の給付、市税や国民健康保険料等の減免）の実施に必要な被災者情報のデジタルデータ

での連携が可能となるほか、個々の被災者の状況を一元的に把握することで関係部署において共有・活用することが可能となる。

また、将来的には、個人番号を活用して他の市町村へ転居した被災者の住家被災程度の認定情報を提供することも可能となる。

4. 実施計画

平成 27 年 1 月 システム導入 テスト運用開始
平成 27 年 4 月～ システム運用

5. り災証明書発行対象

住民、および、建物所有者 (例：阪神淡路大震災では 558,285 件)

6. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

本事務事業の所管課長は、個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、電子計算機、端末機の操作管理・使用状況の管理、通信回線に伝送する時の措置、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

ア 端末機は統合管理 PC を使用し、その操作に当たっては職員証およびパスワードによる認証を行う。さらに、システムへのログインは別途ユーザ ID とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、端末機に保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

ウ 端末機とサーバは情報系ネットワークにより接続し、コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入した統合管理 PC を利用することにより、常に最新のウィルス定義に更新し、コンピュータウィルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

ア サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。

イ パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

ウ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去する。

エ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

【参考：災害対策基本法（抜粋）】

第七章 被災者の援護を図るための措置

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被災者台帳の作成）

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

応急資料 15-2-1

り災証明書

◎太わく部分をご記入ください。

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|----|-----|------|----|---|-----|------|--|
| 申請者 | 住所 Tel () - | | | | | | | | |
| | (現在の連絡先) Tel () - | | | | | | | | |
| | (フリガナ) 氏名 (り災者と同じ場合は記載不要です。) 印 | | | | | | | | |
| | り災者氏名 (フリガナ) 印 | | | | | | | | |
| り災世帯の 構成員 | 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 | |
| | | | 男・女 | ・ ・ | | | 男・女 | ・ ・ | |
| | | | 男・女 | ・ ・ | | | 男・女 | ・ ・ | |
| | | | 男・女 | ・ ・ | | | 男・女 | ・ ・ | |
| り災場所 申請資格 建物の用途 | <input type="checkbox"/> 持家 居住者 <input type="checkbox"/> 借家 居住者 (所有者名:) <input type="checkbox"/> 貸家 家主 | | | | | <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅 () | | | |
| り災建物の 所在地 | 神戸市 区 町 丁目 番地 番 号 (マンション等名称) | | | | | | | | |

| | | | | |
|------|--|--------------------------------|--|--|
| り災程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 | <input type="checkbox"/> 大規模半壊 | <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 | <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床下浸水 |
| り災原因 | 平成 年 月 日 発生した _____ による。 | | | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号
 平成 年 月 日

神戸市 区長 印